

高齢者虐待防止のための指針

1. 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

- (1) 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待の定義

- (1) この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当な財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

- (1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「高齢者虐待防止委員会(以下 委員会)」を設置します。なお、本委員会の委員長は施設長とし、介護課長、看護職員、介護支援専門員、介護課主任、生活相談員、管理栄養士、機能訓練士等を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下 担当者)」とします。

- (2) 身体拘束廃止については、一体的に開催します。

- (3) 委員会は、1ヶ月に1回定期開催します。必要時には随時開催します。

- (4) 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

① 施設内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

② 身体拘束を実施した場合の解除の検討

③ 身体拘束廃止に関する職員への指導

④ 提供する介護サービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切なケアの改善によ

る介護の質を高めるための取り組みに関すること

- ⑤ 施設職員が一体となって、権利擁護や虐待防止の意識の醸成と、認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施及び教育等の取り組みに関すること
- ⑥ 虐待防止のための指針、マニュアルの整備に関すること
- ⑦ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑧ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑨ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。
- (2) 年 2 回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5. 虐待またはその疑い（以下 虐待等）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- (2) 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。
- (3) 入所系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
- (4) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

- (5) 委員会は施設内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに施設長へ報告する。施設長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。
- (6) 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（施設長）に報告します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 入居者等に対する指針の閲覧に関する事項

- (1) 入居者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置している他、当法人のホームページにも掲載しており、いつでも自由に閲覧することができます。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 権利擁護・高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、県社会福祉協議会や高齢者福祉事業協会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

11. 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。